解散公告

当法人は、平成二十五年一月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月二十日

横浜市西区久保町二二―四―三F

特定非営利活動法人つむぎ子育て研究所

清算人　相馬　範子

解散公告

当社は、平成二十五年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月二十日

川崎市多摩区西生田四丁目一八番四号

株式会社エイ・ピー・エス

代表清算人　嘉瀬　朗

解散公告

当社は、平成二十四年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月二十日

横浜市港北区新吉田町五二三番地

久松産機株式会社

代表清算人　久保田　隆

解散公告

当社は、平成二十五年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月二十日

富山県高岡市戸出町三丁目七番一〇号

有限会社清水金物店

代表清算人　清水　綾子

解散公告

当社は、平成二十五年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月二十日

岐阜県加茂郡白川町白山一六二八番地四

有限会社杉山製作所

清算人　杉山　君利

解散公告

当社は、平成二十五年二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月二十日

名古屋市中区丸の内一丁目一四番三一号

株式会社シー・アイ・シー

代表清算人　徳田　一郎

解散公告

当法人は、平成二十五年一月八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月二十日

大阪市都島区内代町二丁目一番三一号

CEC株式会社

代表清算人　田中　秀樹

解散公告

当法人は、平成二十五年一月八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月二十日

岡山市中区海吉二三七七番四号

特定非営利活動法人自由人権会議

清算人　和田　健一

解散公告

当社は、平成二十四年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月二十日

広島県呉市広長浜二丁目一三番二八号

有限会社やまさき

清算人　山﨑　光惠

解散公告

当社は、平成二十五年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月二十日

山口県下関市大字吉田地方一九〇九番地二

ゴールデン下関株式会社

代表清算人　船元　泰之

解散公告

当社は、平成二十五年一月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月二十日

北九州市小倉南区徳力七丁目三番一六号

株式会社原興産

代表清算人　原　正昭

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年八月八日開催の責任役員会での決議ならびに総代全員の同意を得て、平成二十四年十二月十八日に滋賀県の認証を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月二十日

滋賀県近江八幡市魚屋町中二四番地

宗教法人近江八幡教会

清算人　井上　彰雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月二十日

京都市左京区岩倉上蔵町一〇〇番地

財団法人岩倉公旧跡保存会

代表清算人　岩倉　具忠

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十五年一月二十五日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月二十日

沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平一九二番地の八

清算法人東風平町小城第二土地改良区

代表清算人　仲座　康敬

解散公告（第三回）

当法人は、総会の決議により平成二十五年一月三十一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月二十日

東京都青梅市成木三丁目一八六七番地

社団法人二本竹共済会

代表清算人　西村　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市南町三丁目二〇一番地、最後の住所札幌市北区北三一条西二丁目一番一八―二〇一号　被相続人　亡　矢板　剛志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十日

事務所札幌市中央区北五条西一一丁目一七番二号札幌総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田友樹示